

議案第 1 0 号

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部改正について

次のとおり鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 11 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県企業立地等事業助成条例の一部を改正する条例

鳥取県企業立地等事業助成条例(平成 25 年鳥取県条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報通信関連雇用事業 専用通信回線を利用する次に掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であつて、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>ア 中長期的に市場の拡大が見込まれ、開発から完成までに相当の期間を要する機器等の製造等に属する事業であつて、知事が要綱で定めるもの（以下「特定製造業」という。）</p> <p>イ 前号イからエまでに掲げる事業</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>(企業立地等事業の認定) 第3条 略</p> <p>2 知事は、特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認めるときは、情報通信関連雇用</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 情報通信関連雇用事業 前号イからエまでに掲げる事業の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業であつて、次条第2項の規定による知事の認定を受けたものをいう。</p> <p>(4)～(12) 略</p> <p>(企業立地等事業の認定) 第3条 略</p> <p>2 知事は、前条第2号イからエまでに掲げる事業（専用通信回線を利用して行うものに限る。）の用に供する事業所又は専用通信回線を新設し、又は増設する事業が次に掲げる要件を満たすと認</p>
--	--

事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められたときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする特定製造業又は前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であると。

3～6 略

(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次項において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならぬ。

略	
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金に係る特定製造業又は第2条第2
略	略

めるときは、情報通信関連雇用事業として認定するものとする。ただし、事業を行う者が過去2年間の事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認められたときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 認定を受けようとする事業及び営もうとする前条第2号イからエまでに掲げる事業の計画が適当であること。

3～6 略

(事業実施者の責務)

第6条 次の表の左欄に掲げる補助金の交付を受けた者(次項において「事業実施者」という。)は、それぞれ同表の中欄に掲げる事業を同表の右欄に定める期間継続して営むよう努めなければならぬ。

略	
情報通信関連雇用事業補助金	情報通信関連雇用事業補助金に係る第2条第2号イからエまでに掲げる事
略	略

号イからエまでに掲げる事業	
略	

2 略

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	(1) 投資額が1億円(県内中小企業にあっては、3,000万円)を上回ることを。 (2) 常時雇用労働者が10人(県内中小企業にあっては、3人以上)以上増加すること。	(1) <u>特定製造業にあっては、次に掲げる額の合計額(30億円を限度とする。)</u> ア <u>投下固定資産額(別表第2の1の項に該当する場合には、投下環境有益固定資産額を除く。(2)及び(3)において同じ。)</u> に100分の30を乗じて得た額 イ <u>初年度賃借料に</u>

業	
略	

2 略

別表第1 (第3条、第5条関係)

事業の区分	認定要件	補助金の額
企業立地事業	(1) 投資額が1億円(県内中小企業にあっては、3,000万円)を上回ることを。 (2) 常時雇用労働者が10人(県内中小企業にあっては、3人以上)以上増加すること。	

100分の50を乗じて得た額

(2) 特定製造業以外の事業で常時雇用労働者が30人以上増加する場合には、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。）

ア 投下固定資産額を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額

(ア)・(イ) 略

(1) 常時雇用労働者が30人以上増加する場合には、次に掲げる額の合計額（30億円を限度とする。）

ア 投下固定資産額（別表第2の1の項に該当する場合には、投下にあっては、投下環境有益固定資産額を除く。）(2)において同じ。）を次に掲げる金額に区分してそれぞれの金額にそれぞれに掲げる割合を乗じて得た金額を合計した金額
(ア)・(イ) 略

	イ 略 <u>(3)</u> <u>(1)</u> 及び <u>(2)</u> 以外の場合にあっては、次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。） ア・イ 略	略	
		情報通信関連雇用事業	略
略	略	特定製造業	常時雇用労働者が10人以上増加すること。
		第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。
		略	略

備考 略

別表第2（第5条関係）

略	
2	次のいずれかに該当する 略

	イ 略 <u>(2)</u> <u>(1)</u> 以外の場合にあっては、次に掲げる額の合計額（5億円を限度とする。） ア・イ 略	略	
		情報通信関連雇用事業	略
略	略	第2条第2号イに掲げる事業	常時雇用労働者及び短時間労働者の合計が20人以上増加すること。
		略	略
		略	略

備考 略

別表第2（第5条関係）

略	
2	次のいずれかに該当する 略

事業であって、知事が特に認めるもの
(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付け、戦略的に推進している事業（特定製造業を除く。）
(2)~(4) 略

略

事業であって、知事が特に認めるもの
(1) 県が定める安定的かつ持続可能な経済成長の実現のための計画において県内で成長が見込まれる産業分野として位置付けたもの（戦略的に推進するものに限る。）に関する事業
(2)~(4) 略

略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前日に鳥取県企業立地等事業助成条例第3条第1項の知事の認定を受けた企業立地事業に係る企業立地事業補助金については、なお従前の例による。